

施設利用の基本ルール

世田谷区立若林小学校

①自動車での来校

原則として自動車での来校は、できません。(敷地内駐車禁止です。)用具等の運搬で敷地内に自動車で入る場合は、事前に申し出て許可をとってください。その場合も積み下ろしのみでお願いします。

②他チームとの試合

予め、事前にその旨を学校に届けてください。

③利用時間

利用時間には、準備と片付けを済ませ、退館するまでの時間を含みます。

④飲食及び喫煙・飲酒

原則として校内での飲食はできません。喫煙、飲酒は禁止です。

⑤ゴミの処理

ゴミはお持ち帰りください。

⑥用具利用

学校から許可された用具以外の使用はできません。ボール等は各団体でご用意ください。

⑦清掃・整備

利用後はグランド整備やモップかけ等の必要な清掃・整備をお願いします。

⑧利用終了後、学校周辺での話し合いや打ち合わせは、近隣住民の迷惑となりますのでおやめください。

特に北門

⑨ペット

施設内にペットを連れ込むことは、ご遠慮ください。

⑩利用の取り消し

都合によりキャンセルが生じた場合には、必ず(警備もしくは副校長)にご連絡ください。

⑪児童への指導

社会教育活動も教育の一環であることをふまえ、学校のルールを学校開放時にも守るよう指導してください。

⑫施設・用具の安全

児童及び利用者の安全を確保するために、施設・用具の安全確保に配慮し、不具合を発見もしくは生じた場合は速やかに学校(警備もしくは副校長)に連絡してください。

⑬校庭の管理

天候不良時や校庭コンディションが悪い場合は、原則として、校庭の使用をひかえてください。
不明な時には、警備または副校長の指示に従ってください。また、雨が降り始めたら直ちに使用を中止してください。

⑭体育館

入り口は、校舎側の入り口を使用し、東側のドアは、閉じたままとする。(音が漏れることの防止のため)

防音のため、使用初めに北側のカーテンを閉め、終了したら開ける。

⑮警備への連絡

利用開始、終了時には、必ず警備員に報告する。施設、校庭の不具合などありましたら、その際ご連絡ください。

⑯安全について

活動時の安全には、十分留意する。

⑰地震発生時

体育館、校舎内では、倒れてくる物、落ちてくる物から身を守ってください。

団体への貸し出しについて

1. 開放対象団体

- ・若林小学校の児童が所属する団体であること。
- ・世田谷区内の団体であること。
- ・個人への貸し出しありは行わない。

2. 開放場所

- ・校庭
- ・体育館
- ・会議室

3. 開放日・時間 ※準備・片付けの時間も含む。

- ・学校の教育活動以外の時間

校庭 午前9時～午後8時30分

※照明を使用しますので、近隣の方への配慮から8時半終了にしています。

体育館 午前9時～午後9時

会議室 午前9時～午後9時

4. その他

- ・毎年4月末までに所属団体の名簿を本校に提出する。（団体名・責任者名・児童名・児童の在籍校・児童の学年の記載のあるもの）
- ・使用箇所以外の場所には、入らないようにする。
- ・BOP、PTA、児童館の利用を優先する。
- ・児童の自転車での来校は、「学校のきまり」に準じて禁止する。

参考

<学校承認使用に係る地域利用に係る指針より>

○対象施設 区立小・中学校の校庭や体育館などの学校施設のうち、学校教育に支障のない施設を対象とする。

○施設の利用区分及び優先順位

(1) 学校使用

- ・授業や学校行事、部活動等の学校教育活動
- ・学校教育に準じた活動（小学校新BOP、遊び場開放、スポーツ教室）
- ・学校運営に係る活動（学校運営委員会、学校協議会等）

(2) 学校承認使用

- ・学校承認使用に係る地域利用の承認を受けた活動

(3) けやきネット

- ・学校が一般開放した空き施設をけやきネットにより利用する団体の活動

○学校承認使用に係る地域利用の定義

基本的に、学校の運営に協力している団体による利用で、学校施設地域利用申込書等により以下に掲げる利用内容であることを学校長が認めたものとする。但し、近隣校が工事等により利用できない場合は、学校長間において協議し、利用学校施設の学校長が利用の可否を判断する。

(1) 当該校の学校運営に寄与

(2) 当該地域・子育てに寄与

(3) 地域と学校の連携に寄与

(4) 地域コミュニティの醸成に寄与